

平成26年度 定期監査結果報告書

1 監査の実施期間

平成26年12月3日から平成27年1月21日までのうち8日間

2 監査の対象部局

全ての部及び部外局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 事業管理・財務事務等

監査の範囲 平成26年度「今年のしごと」の掲載事業を中心とした執行状況等。

4 監査の目的、着眼点及び方法

本監査の目的は、依然として厳しい財政状況の中、限られた財源を無駄なく効果的に各事業に配分し、最大の価値や成果を生み出す質の高い町政運営が求められているが、その行財政がどの程度町民のサービスに繋がっているかなど、町民の視点から客観的な目で見たい評価を旨とし、監査の指導制を発揮しながら、従事者・牽引者たる職員の更なる意識改革を促すなど、資質の向上を支援し、広く町民の付託に応える。

また、これまでの監査及び審査において、同様の指摘事項が繰返される現状を鑑み、内部統制の仕組みが組織的に機能しているか、更には統制の前提となる事務処理に係るルール自体に検証の必要がないかなどにも関心を持ち、指摘事項に係る措置状況も把握しながら、所管部局等の事業の推進と適正な執行に資するものとする。

また、着眼点は、次の7項目とした。

- ①事業は、町民ニーズに応じているか。
- ②事業費は将来を展望して効果的に運用されているか。
- ③事務処理は、法例等に違反するものは無いか。
- ④職員は、事業等の必要性・内容を理解しているか。
- ⑤職員は、事業等の説明及び実施能力を有しているか。
- ⑥事業実施の時期、予算執行は適正に行われているか。
- ⑦各種帳簿類の整備記帳は適正に行われているか。

方法については、各部課等が分掌する今年度の事業が、関係法令に従って適切かつ効果的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなど、評価シートを用いて実施した。

5 監査の結果

監査の結果について、事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1)重点事業の早期執行について

第6次別海町総合計画に掲げた将来像を実現するため、分野横断的な対応により町が一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、喫緊に取り組むべき事案を「重点プロジェクト」として位置付け、平成26年度において特に重点的に推進すべきとされている。しかし、これらの事業においても、年度当初から実施可能な状況にもかかわらず、10月末現在でその執行率がゼロとなっている案件があるなど、対応が著しく遅延しており、事業の必要性や職員の理解度に疑義が生じる状況であるため、内部協議の下適切な執行体制を図るとともに、遅延防止とその根本原因の究明に努められたい。

(2)指定管理者に対するモニタリングの実施(公共サービスの測定・評価)について

指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となる。

そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。なお、本意見は、各監査機会においてフォローアップのため指摘を繰り返しているが、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリングの手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。

※モニタリングとは：かかる指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことである。

(3)事業の選択と集中の観点について

本町の各事業の推進は、限られた財源を無駄なく効果的に事業に配分するよう、選択と集中を旨とし、最大の価値や成果を生み出す質の高い行政サービスを提供できる町政運営を象徴するものである。職員においては、各事業内容に精通し高い志を持って事業の推進に努力しているものと概ね評価できるが、過去数年間に渡り実績が無いものや、利用者が極端に減少してきているもの、また、例年の実施事業として継続のみにこだわったものなど、抜本的な見直しが必要と思われる事案もある。については、町民にとって真に利便性が高く有益となるよう、事業予算の増額を図るなど発展的な改革を行うか、またそれとは逆に達成度の高い事案や非効率な事業においては、その廃止も視野に入れて検討するなど、変化する行政環境に柔軟に対応した事業内容となるよう実態把握を重ねながら、整理研鑽に努められたい。